



島根県報

令和7年9月19日（金）

第 6 5 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2

【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技術管理課）	2
砂利採取業務主任者試験の実施	（河川課）	3

【正 誤】

令和7年5月30日付け島根県報号外第53号中	（財政課）	4
------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第528号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
平出 智裕	小児科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	令和7年8月29日
齋藤 雄平	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年8月29日
三樹 祐子	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年8月29日
間口 太公	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年8月29日
前本 遼	消化器外科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	令和7年8月29日

島根県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里口461-15、口461-16、口462-12
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和7年8月27日から令和8年1月30日まで
- 3 作業地域

松江市西浜佐陀町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年7月16日から同年12月26日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町那久地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年9月3日から同年11月10日まで

3 作業地域

隠岐郡西ノ島町大字別府地内

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和7年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和7年11月14日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ309-2

島根中央地域職業訓練センター D教室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所及び一般社団法人島根県砂利協会において配布するほか、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

(2) 受験申込方法

しまね電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-s-hiken>）において、必要な事項を入力するとともに、申請前6月以内に撮影した正面無帽上半身像の電磁的記録を添付して申し込むこと。

(3) 受付期間

令和7年10月1日（水）午前8時30分から同月17日（金）午後5時15分まで

5 受験手数料

7,600円を受験案内で指定する方法により納付すること。

6 受験票の交付

受験申込を受理したときは、受験番号を記載した仮受験票を電子メールにより交付するので、試験当日に受付で仮受験票を印刷したもの又はスマートフォン等の電子機器の画面に表示した仮受験票を提示した者に対し、受験票を交付する。

7 結果発表

試験結果は、令和7年11月28日（金）に郵送にて本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページに掲載する。

8 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話0852-22-6783）に照会すること。

正 誤

令和7年5月30日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように修正する。

ページ 9	箇所 第11表中	誤				
		森 林 環 境 譲 与 税 基 金	11,319	112,139	96,912	26,546
		正				
		森 林 環 境 譲 与 税 基 金	11,319	118,574	103,347	26,546
	同表中	誤				
		計	106,998,428	23,800,300	19,081,555	111,717,173
		うち減債基金満期一括勘定分を除く	62,532,311	14,628,156	13,420,539	63,739,928
		正				
		計	106,998,428	23,806,735	19,087,990	111,717,173
		うち減債基金満期一括勘定分を除く	62,532,311	14,634,591	13,426,974	63,739,928